

経 ViewPoint

2018. 10. 1

営 相
談相続時の不動産登記などに有効
法定相続情報証明制度

篠原徹旨 相談部 東京相談室

平成29年に、全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用がスタートしました。この制度を利用し、法務局で一度だけ手続をしておけば、翌年以降5年間は登記官が相続関係の証明書（法定相続情報一覧図の写し）を無料で交付してくれます。今回は、この制度の概要と利用方法を解説します。

1. 制度の概要

借法定相続情報証明制度（以下「本制度」）とは、登記官が、申出人から提出された「法定相続情報一覧図」（3ページ）の内容を審査したうえで一定期間保管し、申請人からの申出の都度、その写しに認証文を付して交付するものです。交付された写しは、相続発生の実態と法定相続人の範囲に関する公的証明書として、各種の相続手続きで利用されることが想定されています。

本制度には、主に2つのメリットがあります。

①相続手続きに必要な公的書類の削減

「相続手続き」というと、各種の役所や金融機関などを回り、窓口ごとに戸籍謄本の束を提出して相続関係の証明をして……というイメージが付き物ですが、本制度では、1枚の書類の中で相続発生の実態と法定相続人の範囲が証明されます。現時点では、すべての手続きに使える状況ではありませんが、今後、本制度によって、“戸籍謄本の束”の提出は法務局1カ所だけで済むようになるかもしれません。

②低廉かつ迅速な手続き

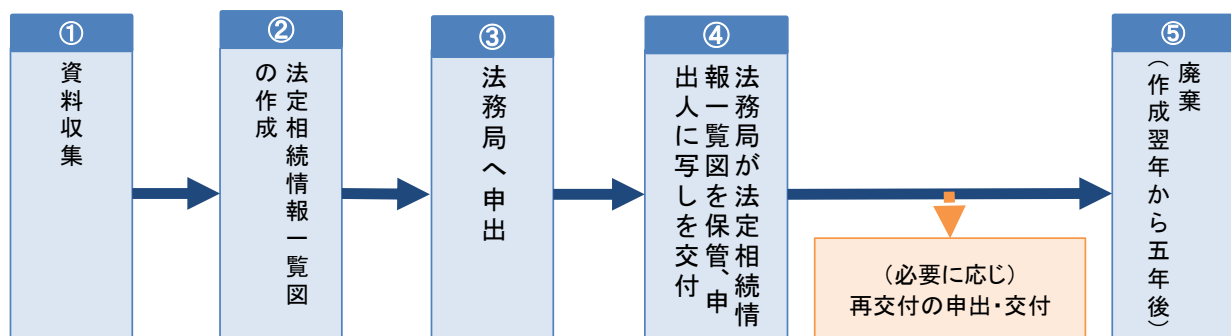
法定相続情報一覧図の写しは無料ですから、戸籍謄本を何枚も取得するよりも、証明書の取得費用が安く済みます（郵送の場合は送料がかかります）。例えば、故人が複数の地域に不動産を持っていた場合、全ての管轄法務局に同時に登記を申請するためには、戸籍謄本を複数枚取得する必要があります。この場合に費用を節約しようとするれば、1カ所ずつ登記申請をし、その都度添付書類の原本還付を受けることになり、手間と時間がかかります。これに対し、法定相続情報一覧図の写しは、必要な枚数を無料で取得できるため、法定相続情報一覧図を作成して登記官に保管の申出をし

ておけば、それ以降の手続きが低廉かつスムーズに進むこととなります。役所や金融機関の側も、大量の戸籍謄本を精査して保管する必要がなくなるため、処理速度の向上や、事務負担の軽減も期待されます。

なお、本制度は、相続による不動産の所有権移転登記を促進するために、不動産登記規則を改正して作られたものですが、その機能は不動産登記に限られません。政府の側では各種の役所や民間の金融機関等の手続きで利用されることも想定しており、今後は利用可能な窓口が増えていくと思われます。

2. 手続き

■手続きフロー



[1] 法定相続情報一覧図の作成 [手続きフロー①～②]

戸籍謄本などの添付資料（次項 [2] 法務局への保管および写しの交付の申出）を収集し、法定相続情報一覧図を作成します。固いネーミングから難解な印象を受けるかもしれませんが、要は亡くなられた方（被相続人）を中心に、以下の情報をまとめた家系図をイメージするとよいでしょう。

■法定相続情報一覧図に記載しなければならない事項

- ・被相続人の氏名、生年月日、最後の住所および死亡の年月日
- ・戸籍の記録から確認できる同順位の相続人の氏名、生年月日および被相続人との続柄
- ・申出人の氏名

■法定相続情報一覧図に記載することができる事項

- ・相続人の住所

※上記の情報を単に列挙する形式で作成することも可能ですが、わかりやすさの観点から、家系図の形式で作成するのが望ましいでしょう。実務上も家系図の形式が一般的になると予想されますから、その形式で作っておく方が、各役所や金融機関等の窓口で相続手続きがスムーズに進みやすいと思われます。

■法定相続情報一覧図

一覧図は、A4サイズの用紙で作成し、作成日と作成者の氏名・住所を記入して署名または記名押印します。

| 被相続人 甲山太郎 法定相続情報 | |
|--|--|
| 最後の住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 平成○年○月○日 (被相続人) 甲山太郎 | 住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (子) 甲山乙子 (申出人) |
| 住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 (配偶者) 甲山花子 | 以下余白 |
| 作成日: 平成○年○月○日 作成者: 住所 ○県○市○町○番地 氏名 ○○ ○○ 印 | |

法定相続情報一覧図は、戸籍の記録に基づいて作成します。相続を放棄した場合や、遺産分割協議の結果何も相続しなかった場合も、法定相続情報一覧図には戸籍の記録どおり記載してください。

[2] 法務局への保管および写しの交付の申出 [手続きフロー③]

相続人（数次の相続があった場合は相続人の相続人）が、管轄法務局の登記官に対して法定相続情報一覧図の保管と写しの交付の申出をします。申出は、親族や一定の資格者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士および行政書士）が代理することもできます。また、窓口だけでなく、郵送での申出も可能です。

■管轄法務局

以下の土地を管轄する法務局に申出を行うことができます。

- ・被相続人の本籍地または最後の住所地
- ・申出人の住所地
- ・被相続人を表題部所有者または所有権の登記名義人とする不動産の所在地

■主な添付書類

申出書および法定相続情報一覧図とともに、以下の書類を添付して申出をします。

- ・被相続人の戸籍謄本、除籍謄本（※） ⇒ 出生から相続までの連続したものを用意します。
- ・被相続人の住民票の除票、または戸籍の附票（※）
- ・相続人の戸籍謄本または抄本（※） ⇒ 相続人全員の現在のものを用意します。

- ・ 申出人の本人確認書類（※） ⇒ 氏名と住所を確認することができる公的身分証明書を用意します。例えば、(a)運転免許証のコピー、(b)マイナンバーカードの表面（顔写真の面）のコピー、(c)住民票の写し——などですが、(a)と(b)は「原本と相違ない」旨を記載し、申出人が記名押印します。
 - ・ 各相続人の住民票の写し ⇒ 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合に限り必要です。
- ※：手続き終了後、法定相続情報一覧図の写しの交付と同時に返却される。

[3] 写しの交付 [手続きフロー④～⑤]

登記官が申出の内容を確認したうえで、申出人に対して法定相続情報一覧図の写しが交付されます。実際には、申出から写しの交付まで数日かかるようです。窓口での交付のほか、郵送で交付を受けることも可能です。

法務局は、作成の翌年から5年が経過すると、保管した法定相続情報一覧図を廃棄します。申出人は、廃棄前であれば何度でも無料で写しの再交付を受けることができます。なお、写しの交付を請求できるのは申出人とその代理人に限られ、申出人以外の相続人が再交付の請求をすることはできません。

3. 留意点

法定相続情報証明制度は新しい制度であり、現時点では全ての役所や金融機関で当然に受け入れられるとは限りません。提出の可否は、提出先に事前に確認してください。特に、本稿執筆時点では、相続税申告や遺族年金の受給申請の添付書類として利用できず、今後の対応が期待されます。

また、法定相続情報一覧図は「相続があったこと」と「戸籍から判明する法定相続人の範囲」を証明する書類です。したがって、遺産分割協議書や遺言書の代わりにはなりません。

なお、相続による不動産の所有権移転登記の申請には、不動産を承継する者の住所を証する公的証明書が必要ですが、住所が記載されていても、法定相続情報一覧図を住所の証明書として使うことはできません。したがって、登記申請の際に住民票の写しや住民票コードの提供を要するのは従来と変わりありません。あくまで、相続手続きに必要な書類の一部である“戸籍謄本の束”が不要になることに、本制度を利用するメリットがあります。制度の詳細は、以下のホームページでご確認ください。

【制度解説】法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html

【様式例】法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html

内容は2018年3月14日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。